

公益社団法人 日本造園学会 中部支部運営規則（改正案）

旧)

(名 称)

第1条 この支部は日本造園学会中部支部という。

(支部の構成)

第2条 この支部は公益社団法人日本造園学会（以下「学会」という。）の、学会の運営に関する規定（以下、「学会運営規程」という。）第11条および同第17条の規定に基づいて構成する。

(目的・事業)

第3条 この支部は学会の支部規程第2条の規定に基づいて事業を行う。

(支部事務局)

第4条 この支部は事務局を名城大学農学部ランドスケープ・デザイン学研究室（愛知県名古屋市天白区塩釜口1丁目501）におく。
2 支部長および支部事務局は、支部運営委員会に申し出て、その承認によって支部事務局を他所に移すことができる。

(支部総会)

第5条 支部総会は学会の支部規程第3条の規定に基づいて構成する。
2 支部総会は学会の支部規程第4条に規定される事項について決議する。
3 支部総会は学会の支部規程第5条の規定に基づいて開催する。

(支部運営委員会)

第6条 支部運営委員会は学会の支部規程第6条の規定に基づいて構成し、構成員は次のとおりとする。

新)

第4条 この支部は事務局を名城大学農学部景観解析学研究室（愛知県名古屋市天白区塩釜口1丁目501）におく。

- 支部長 1名
副支部長 2名
会計担当委員 1名
委員 40名以内
- 2 支部長は学会の支部規程第4条第2項および同第8条第1項の規定に基づいて選出する。
 - 3 支部長は学術、行政、民間の分野の均衡を考慮して副支部長を選任する。
 - 4 支部長は会計担当委員を選任する。
 - 5 支部長は学術、行政、民間の分野の均衡を考慮して委員を選任する。
 - 6 支部運営委員会の職務は支部規程第9条の規定に基づき、事業計画を立てる。
 - 7 支部運営委員会の構成員の任期は支部規程第10条の規定に基づく。
 - 8 支部運営委員会の議事は出席者の過半数をもっておこなう。

(支部常任運営委員会)

第7条 支部常任運営委員会は運営委員会のもとに構成し、構成員は次のとおりとする。

- 支部長 1名
副支部長 2名
会計担当委員 1名
委員 15名以内
- 2 支部長は学術、行政、民間の分野の均衡を考慮して委員を選任する。
 - 3 支部常任運営委員会の職務は、運営委員会及び支部総会で決定した事業計画を遂行する。
 - 4 支部常任運営委員会の構成員の任期は運営委員会と同一とする。
 - 5 支部常任運営委員会の議事は出席者の過半数をもっておこなう。

(支部大会)

- 第8条 支部大会は毎年1回以上開催することができる。
- 2 支部運営委員会は、支部大会の運営のために支部大会実行委員会を設置する。
 - 3 支部大会実行委員会は次のとおりに構成する。
 - (1) 支部大会実行委員会は、支部運営委員会委員を1名以上含む正会員をもって構成する。
 - (2) 支部大会実行委員会は必要に応じて、非会員の造園関係者を構成員とすることができる。
 - 4 支部大会実行委員会の構成員は次のとおりに選任する。
 - (1) 支部常任運営委員会は支部大会実行委員長を選任する。
 - (2) 支部大会実行委員長はその他の構成員を選任する。
 - 5 支部大会実行委員会は、支部常任運営委員会ならびに支部長、副支部長、支部事務局および支部会計担当委員と緊密に連絡を取りながら、支部大会の企画、準備、実施および事後報告を行う。
 - (1) 支部大会実行委員会は支部大会の開催場所、開催日時、大会テーマ等の重要な事項について、支部常任運営委員会の助言を受けなくてはならない。
 - (2) 支部大会実行委員会は支部大会に関わるその他の重要な事項について、支部長、副支部長および支部事務局に報告し、必要に応じて助言を受ける。
 - (3) 支部大会実行委員会は支

部大会の円滑な進行のために準備を行い、
大会を実施する。

- (4) 支部大会実行委員会は、
支部事務局に支部大会発表要旨集に掲載する
発表要旨原稿の収集と、
要旨集の印刷を委託する
ことができる。発表要旨
以外の原稿（例えば、企業
広告原稿）は、支部大会
実行委員会が収集し、
支部事務局に送付する。
- (5) 支部大会実行委員会は大会後、
支部大会に関する
報告を行う。

(経 費)

第9条 この支部は学会本部経費（支部
活動費）、支部大会参加費、支部
大会発表要旨集販売、その他に
より運営する。

(補 則)

第10条 この規則で特に明示していな
い事項は学会の定款、学会運営
規程、支部規程に準拠する。

附 則 この支部運営規則は平成 28 年
11 月 20 日から実施する。

以上

第11条 本支部は平成 15 年 11 月 15
日に設立とする。

附 則 この支部運営規則は平成 26 年
11 月 23 日から実施する。

附 則 この支部運営規則は平成 28 年
11 月 20 日から実施する。

附 則 この支部運営規則は令和 3 年 12
月 26 日（総会ウェブ票決最終
日）から実施する。